

令和4年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第3483号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年11月14日

判 決

5 東京都東大和市桜が丘1丁目1449番地の9

オーベルグランディオ東大和325

原 告 榎 本 清

東京都東大和市中央3丁目930番地

被 告 東 大 和 市

10 同代表者市長 尾 崎 保 夫

同訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

同 羽 根 一 成

主 文

1 原告の請求を棄却する。

15 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和3年2月24日から支
払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要

本件は、原告が、東大和市立中央公民館（以下「本件公民館」という。）に
おいてチラシの配置を求めた際、同公民館の館長（以下「館長」という。）に
これを拒否され、個人の尊厳及び表現の自由を侵害され、精神的苦痛を被った
と主張し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料10万円と遅延損害金の支払
を求めた事案である。

25 1 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠（甲4、7、後掲証拠）及び

弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

- (1) 原告は、「自由と人権」という名称の団体の代表者である。(甲1)
- (2) 本件公民館は、東大和市立公民館条例に基づいて東大和市が設置した公の施設であり、社会教育法22条に規定する公民館の事業として、学習室等の施設利用や、掲示物の掲示等を行っている。
- (3)ア 原告は、令和3年2月24日、本件公民館を訪れ、文書ラックに「裁判ごっこ」という催し(以下「本件催し」という。)の開催を周知するチラシ(以下「本件チラシ」という。)を配置するよう求め、本件チラシを提出した。本件チラシには、開催の日時場所として、「公判日時：3月7日(日)13時30分～16時」「法廷：東大和市中央公民館203法廷(学習室)」と記載されていた。(甲1)
- イ 館長は、本件チラシの内容を確認し、原告に対し、本件チラシの「公判日時」「法廷」「203法廷(学習室)」の記載部分(以下「本件記載部分」という。)について修正を求めた。
- ウ 原告は、修正には応じられないとして、館長と30分程度やり取りした後、本件チラシを持ち帰った。
- (4) 令和3年2月25日、原告は、本件公民館を訪れ、本件記載部分を「公判日時：3月7日(日)13時30分～16時」「法廷ところ：東大和市中央公民館203法廷(学習室)」と修正した本件チラシを持参して配置を求め、館長は、これを受け取り、本件公民館の文書ラックに配置した。(乙1)
- (5) 令和3年3月7日、本件公民館203学習室において、本件催しが開催された。

2 原告の主張(請求原因)

本件チラシに関し、原告が書換えをしなければならない法的根拠は何もないにもかかわらず、館長は、「認められない」「これはだめだよ」と発言し

て原告に本件記載部分の書換えを要求し続け、原告がその必要性も意思もないと伝えた後も、本件チラシを受領せず、執拗に書換えを要求し続けた。原告は、本件チラシを配置してもらうためにやむなく本件記載部分を書き換えるざるを得なかったものであり、館長の主張を受け入れたものではない。

5 以上の経緯によれば、館長には、本件チラシの受領・配置を拒否した違法行為があり、原告は、これにより、個人の尊厳及び表現の自由を侵害され、著しい精神的苦痛を受けた。

したがって、原告は、被告に対し、精神的苦痛に対する慰謝料として、10万円の支払を求める。

10 3 被告の主張

館長は、「認められない」「これはだめだよ」とは発言していない。館長は、本件チラシを確認し、公民館は裁判所ではなく、「公判」や「法廷」の記載部分が事実と異なるため、市民が誤解する可能性があり、利用者等から問い合わせがあると本件公民館の業務に影響が及ぶとして、原告に本件記載部分のみ修正を求め、原告は、30分程度やり取りした後、自ら本件チラシを持ち帰り、翌日に修正後の本件チラシを持参した。

以上の経緯によれば、館長の対応は、原告に本件チラシの修正を事実上強制したものではなく、原告の権利を侵害したものでもない。

第3 当裁判所の判断

20 1 証拠（甲4、7、9）及び弁論の全趣旨によれば、前提事実に加え、館長が、原告から本件チラシの配置を求められ、本件記載部分について、市民に誤解を与える可能性や、問い合わせを受けて本件公民館の業務に影響が及ぶ可能性があると判断し、原告に対し、その旨説明して本件記載部分の修正を求め、原告から修正には応じない意向を示された後も、繰り返し本件記載部分の修正を求めたこと、原告が、館長と30分程度やり取りした後、館長の上記対応には納得できなかったものの、本件催しの開催が迫っていた事情から、本件チラシの

配置を優先することとして本件チラシを持ち帰ったことが認められる。

2 原告は、館長には、本件チラシの受領・配置を拒否した違法行為があり、原告は、これにより、個人の尊厳及び表現の自由を侵害され、著しい精神的苦痛を受けたと主張する。

5 そこで検討するに、館長が、本件チラシに関し、「認められない」「これはだめだよ」などと発言した事実を認めるに足りる的確な証拠はない。前記1認定のとおり、館長は、原告から修正には応じない意向を示された後も、繰り返し本件記載部分の修正を求めているものの、これによって、原告に翻意を促したとはいえるが、原告に修正を強要したと直ちに推認することもできない。

10 また、本件記載部分は、本件催しの開催日時場所に関する部分にとどまり、本件チラシのその他の記載に照らせば、本件記載部分の修正によって、原告が裁判の形式で本件催しを開催する趣旨が損なわれたとは認め難い。さらに、館長は、前記1認定のとおり、市民に誤解を与える可能性や、問い合わせを受けて本件公民館の業務に影響が及ぶ可能性があるという判断の下、原告に本件記載部分の修正を求めたものであり、原告の個人の尊厳及び表現の自由を侵害する意図を有していたとはうかがえず、上記判断自体、不合理なものであったということもできない。

15 20 3 以上によれば、原告が、館長の前記対応を強制的に受け止めたとしても、これをもって、国家賠償法上違法な行為があり、原告が損害を受けたとは認められず、原告の主張する他の事情を踏まえても、原告の請求には理由がないといわざるを得ない。

4 よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所立川支部民事第1部

25

裁 判 官

丹羽 敦子

